

事例1：行政文書開示請求への不適切な対応

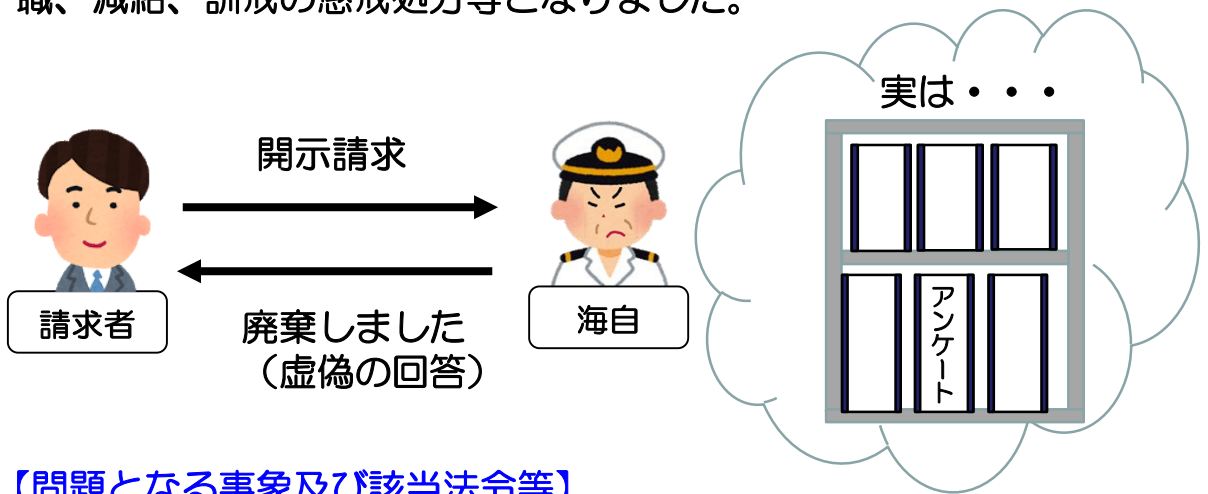
【概要】

海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」に所属する隊員が自殺したことを受け、海自は同艦の全乗員に対し、暴行や恐喝の有無を尋ねるアンケートを実施しました。

遺族がアンケート等の開示請求をしたところ、海自は「既に廃棄しており、不存在である。」と回答しました。

これに疑問をもった海自の隊員Aは、アンケートの開示を海自に働きかけましたが、海自は廃棄したとの立場を崩さなかったため、隊員Aが東京高裁に「アンケートは存在している。」との意見陳述書を提出しました。その後、海自もアンケートが存在していたことを認めました。

その結果、開示請求の対象となる文書が存在するにもかかわらず「廃棄した。」と偽って回答したことなどが行政文書管理上不適切であったとして、上記アンケートの廃棄を指示した隊員及び関係者34名が、停職、減給、訓戒の懲戒処分等となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
開示請求に係る行政文書が存在していたにもかかわらず、これを隠匿した	情報公開法第5条 (行政文書の開示義務)
	防衛省行政文書管理規則第11条 (隊員の責務)
	防衛省行政文書管理規則第15条 (隊員の整理義務)

## 事例2：行政文書開示請求への不適切な対応

### 【概要】

中央即応集団（CRF）隷下の南スーダン派遣施設隊が作成した日報を含む開示請求に対し、日報が存在しているにもかかわらず、日報以外の文書で対応しました。その後行われた類似の開示請求においても、当該対応を継続したことが問題となり、関係者は停職等の懲戒処分となりました。

この事例では、行政文書開示請求について次の対応が行われました。

- ① 「7月6日～15日の期間にCRF司令部と南スーダン派遣施設隊との間でやりとりした文書すべて」の開示請求において、CRF幹部Aは、日報の存在を認識しつつ、日報が該当文書から外れることが望ましいとの意図をもって日報以外の文書で対応できないか確認するよう部下を指導し、結果、存在している日報を開示しませんでした。
- ② 「南スーダン派遣施設隊が現地時間で2016年7月7日から12日までに作成した日報」の開示請求においては、上記①の対応を踏まえ、日報を文書不存在につき不開示としました。
- ③ 陸幕幹部Bは、システム掲示板に日報が存在する旨の報告を受けた際、日報の開示に係る処置を行うことなく、用済み後廃棄を念頭にシステム掲示板の適切な管理について指導し、結果として日報は廃棄されました。
- ④ 陸幕幹部Bは、統幕に存在する本件日報のみを公表したこととの整合を図るため、CRF司令部幹部Cに対し、適切な文書管理とした上で、日報の廃棄を依頼し、また、陸幕幹部Dに日報の廃棄を指示しました。



### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
開示請求に係る不適切な対応 行政文書の不適切な管理	情報公開法第5条 (行政文書の開示義務)
	自衛隊法第56条 (職務遂行の義務)